

○経済産業省令第四十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を改正する省令を定める。

令和四年五月十三日

経済産業大臣 萩生田光一

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第五条 「略」

一 「略」

二 「略」

イ～へ 「略」

ト 「略」

(一) 「略」

(二) 国際標準化機構が定めた規格(以

下「国際規格」という。) I S O 一四六

四四―一で定めるクラス四又はそれ以上

の空気清浄度を測定できるもの

第六条～第十条 「略」

第十一条 輸出令別表第二の三第二号ルに掲げる

第五条 「略」

一 「略」

二 「略」

イ～へ 「略」

ト 「略」

(一) 「略」

(二) 国際標準化機構が定めた規格 I S

O 一四六四四―一で定めるクラス四又は

それ以上の空気清浄度を測定できるもの

第六条～第十条 「略」

第十一条 輸出令別表第二の三第二号ルに掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であつて、貨物等省令第八条第九号（同号へを含む。）のいずれかに該当するものとする。

第十二条〜第三十一条 「略」

第三十二条 「略」

一〜十九 「略」

二十 流動接触分解で使用される触媒

二十一 水素化処理（水素化精製及び水素化分

解を含む。）で使用される触媒

二十二 アルキル化で使用される触媒

二十三 接触改質で使用される触媒

第三十三条 輸出令別表第二の三第二号コに掲げ

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であつて、貨物等省令第八条第九号イからホまでのいずれか及びへに該当するものとする。

第十二条〜第三十一条 「略」

第三十二条 「略」

一〜十九 「略」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 量子計算機及びそれに使用するように特に設計した附属品並びにこれらに使用するよう
に特に設計した部分品

二 量子の特性を利用した装置であつて、次の
いずれかに該当するもの

イ 量子エレクトロニクス

ロ 量子センサー

ハ 量子処理ユニット

ニ 量子ビット回路

ホ 量子ビットデバイス

ヘ 量子レーダーシステム

ト ポツケルスセル

第三十四条 輸出令別表第二の三第二号エに掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

一 走査型電子顕微鏡

二 走査オージェ顕微鏡

三 透過型電子顕微鏡

四 走査型力顕微鏡（原子間力顕微鏡を含む）

）

五 前四号に該当する顕微鏡のために特に設計

した装置（検出器を含む。）であつて、次の

いずれかに該当するもの

イ エックス線光電子分光法を用いたもの

〔新設〕

ロ エネルギー分散型エックス線分光法を用いたもの

第三十五条 輸出令別表第二の三第二号テに掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

一 積層造形用の装置であつて、次のイ又はロの方式を用いたもの

イ パウダーベッド方式

ロ バインダージェットイング方式

二 積層造形用の装置であつて、エネルギー材料の製造用のもの

三 積層造形用の装置であつて、液槽光重合方式を用いたもの

〔新設〕

四 粉末状の金属及び金属合金であつて、第一号に該当する装置に使用することができるものの

第三十六条 輸出令別表第二の三第二号アに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池（印刷方式により製造するものに限る。）の製造用の装置とする。

第三十七条 輸出令別表第二の三第二号サに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システムの製造用の装置とする。

第三十八条 輸出令別表第二の三第二号キに掲げ

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料

二 変換効率が三〇パーセントを超える太陽電池の製造用の装置

第三十九条 輸出令別表第二の三第二号ユに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、超高真空装置に用いられる真空ポンプ及び真空計とする。

第四十条 輸出令別表第二の三第二号メに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、

〔新設〕

〔新設〕

次のいずれかに該当するものとする。

一 極低温用に設計した冷却装置であつて、四
八時間以上一・一ケルビン未満の温度を維持
するように設計したもの

二 前号に該当する冷却装置の附属装置及びそ
の部分品であつて、次のいずれかに該当する
もの

イ パルスチューブ

ロ クライオスタット

ハ デュワー瓶

ニ ガスハンドリングシステム

ホ 圧縮機

ヘ 制御ユニット

第四十一条 輸出令別表第二の三第二号ミに掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

機械的、熱的又は化学的手段により、封止さ

れた集積回路から蓋及び封止材料を除去するた

めの装置とする。

第四十二条 輸出令別表第二の三第二号シに掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

、四〇〇ナノメートル超一、六〇〇ナノメー

トル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセント

を超える光検出器とする。

第四十三条 輸出令別表第二の三第二号エに掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

一 数値制御を行うことができる工作機械であつて、いずれか一軸以上の直線軸の移動量が八メートルを超えるもの

二 数値制御を行うことができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの
(前号に該当するものを除く。)

イ 輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもの

ロ 国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が次のい

ずれかに該当するもの

(一) 旋削をすることができる工作機械

であつて、位置決め精度が 0.015 ミ

リメートル未満のもの

(二) フライス削りをすることができる

工作機械であつて、位置決め精度が 0.1

0.15 ミリメートル未満のもの

(三) 研削をすることができる工作機械

であつて、位置決め精度が 0.015 ミ

リメートル未満のもの

三 数値制御を行うことができる工作機械（金

属、セラミック又は複合材料を加工すること

ができるものに限る。）であつて、輪郭制御

をすることができ、軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のいずれかに該当するもの（前二号に該当するものを除く。）

イ 旋削、フライス削り又は研削をすることができ、工作機械であつて、輪郭制御をすることができ、軸数が二以上のものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルを有するもの

(二) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの軸方向の振れが○・

〇〇〇六ミリメートル未満のもの

(三) スピンドルを一回転させた場合に

おけるスピンドルの半径方向の振れが〇

・〇〇〇六ミリメートル未満のもの

(四) 国際規格 I S O 二 三 〇 / 二 (工作

機械の試験通則第二部) 四・三・四で定

める測定方法により測定したときの回転

軸の位置決め精度が〇・〇〇一度未満の

もの

ロ) ワイヤ放電加工をすることができる工作

機械であつて、輪郭制御をすることができる

る軸数が五以上のもの

四) 鏡面仕上げ用の工作機械 (数値制御を行う

ことが出来るものを除く。)であつて、次の
いずれかに該当するもの及びそのために特に
設計した部分品

イ シングルポイント切削工具を用いた旋盤
であつて、次の(一)から(五)までの全
てに該当するもの

(一) 直線軸の全長について測定したと
きの位置決め精度が測定距離三〇〇ミリ
メートル当たり〇・〇〇〇五ミリメー
トル未満のもの

(二) 直線軸の全長について測定したと
きの両方向位置決め繰返し性が測定距
離三〇〇ミリメートル当たり〇・〇〇〇

二五ミリメートル未満のもの

(三) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向及び軸方向の振れが 0.0004 ミリメートル未満のもの

(四) 全移動距離における真直度が二秒未満のもの

(五) 国際規格 ISO 230/1 (工作機械の試験通則第一部) 五・五で定める測定方法により測定した運動の直角度が移動距離 300 ミリメートル当たり 0.001 ミリメートル未満のもの

ロ) フライカッティングをすることができる

工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向及び軸方向の振れが○・○○○四ミリメートル未満のもの

（二）全移動距離における真直度が二秒未満のもの

五 工作機械用の数値制御装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 輪郭制御をすることができる軸数が四のもの

ロ 輪郭制御をすることができる軸数が二以

上のもののうち、軸の最小設定単位が○・

○○一ミリメートル未満のもの

ハ 輪郭制御をすることができ軸数が二か

ら四までのものうち、CADデータを直

接受信し、これを工作機械に対する加工命

令として処理することができるもの

六 工作機械の軸の運動を制御するための回路

素子又は集積回路を組み込んだ組立品であつ

て、次のいずれかに該当するもの

イ 輪郭制御をすることができ軸数が五以

上のもの

ロ 次のいずれかに該当する方法によつて、

加工中に工具経路、送り速度又はスピンド

ルデータを修正するために内部データを実時間で処理することができるもの

(一) 計測サイクル及びソースデータへのアクセスにより、二軸以上の加工を行うためのパートプログラムデータを自動的に計算し、及び修正する方法

(二) 測定された複数の物理変数及び加工命令を変更するための計算モデルによる処理を用いることにより、工程を最適化する適応制御による方法

ハ CADデータを受信し、これを工作機械に対する加工命令として処理することができるもの

第四十四条 輸出令別表第二の三第二号ヒに掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

一 クローキング又は適応型の迷彩に用いられ

る材料

二 高エントロピー合金

三 ホイスラー化合物

四 キタエフ材料（キタエフ量子スピ液体を

含む。）

第四十五条 輸出令別表第二の三第二号モに掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光

の性質を有する高分子であつて、次のいずれか

に該当するものとする。

一 印刷方式に用いられるもの

二 有機エレクトロニクスに用いられるもの

第四十六条～第六十四条 「略」

第三十三条～第五十一条 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和四年五月二十日から施行する。